

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和５年８月31日（諮問第129号）

答申日：令和６年５月27日（答申第107号）

事件名：「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に係る中間報告書（案）」の一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に係る中間報告書（案）」に係る一部公開決定を取り消し、対象文書を公開すべきである。

### 第２ 事案の概要

#### １ 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和５年５月12日付け公文書公開請求書で、「・R 4. 9. 5の契約（多目的屋内施設基本計画作成及び要求水準書等策定等委託業務）のうち、仕様書と工程表（変更契約分） ・上記、契約時に委託業者に河岸侵食の内容がわかるものを提供していた場合はその資料 ・契約延長でR 5. 3頃に仮のメドとしての成果物（仮）が市にきていたら、その内容がわかるもの」の公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和５年５月26日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に係る中間報告書（案）」を対象文書として、原処分を行った。原処分では、処分庁は、裏表紙の一部及びページ番号を、除く部分を全て非公開とした。

- (4) 公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第7号に該当（検討段階での未決定の情報が公となることで誤解や憶測を招き、事業の推進に支障を及ぼす可能性があり、事業の適正な遂行に支障をきたすため）」と記載されている。
- (5) 審査請求人は、令和5年6月3日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

## 2 対象文書についての補足

- (1) 豊橋市は、総合体育館の老朽化や過密化に対応するとともに、魅力あるまちづくりに寄与するため、防災活動拠点等の多目的利用が可能な屋内施設を、新たに整備することを検討している。そして、多目的屋内施設の具体的な規模、機能、運営方式等を検討する、「多目的屋内施設基本計画及び要求水準書作成委託業務」を実施し、令和5年8月18日に多目的屋内施設基本計画（以下「基本計画」という。）を公表した。
- (2) 対象文書は、基本計画が完成するまでに作られた、検討案である。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年6月3日付けで審査庁に提出した審査請求書によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和5年5月26日付け5豊多整第12号で公文書一部公開決定を行った。原処分で非公開とされた情報は、条例第6条第1項第7号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。

### 2 審査請求の理由

- (1) 対象文書の公開された部分は、ページ番号と奥付の一部だけである。

- (2) 文化・スポーツ部長は、多目的屋内施設の整備を応援してくれないのかと私に問いかけた。私は、これに対し、応援していると答えたが、この公開された対象文書の内容では、応援することができない。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

##### 1 非公開理由該当性について

- (1) 基本計画の策定にあたり、令和5年6月9日に開催された市議会総務・建設消防委員会連合審査会にて、「基本計画（案）中間報告」の説明を行った。そして、同年6月12日から同年7月20日まで、パブリックコメントを実施し、意見を踏まえて基本計画の策定を行った。
- (2) 対象文書は、基本計画が完成するまでに作られた、検討案である。原処分を行った時点では、市議会委員会での説明も行われておらず、公表もされていなかった。
- (3) 原処分で非公開とした部分が公開されると、基本計画の検討段階における未決定な情報により、今後の本事業のスケジュールや、原処分後に予定しているパブリックコメントで得られる意見に誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- (4) また、本事業は、基本計画策定後に、本事業に係る入札公告を予定しており、これまでの本市の意思形成過程を公にすることは、事業者選定における考え方を類推され、公正な業務の遂行の妨げになるおそれがある。
- (5) 以上のことから、事業の推進に支障を及ぼす可能性があり、事業の適正な遂行に支障をきたすため、条例第6条第1項第7号に該当するものとして非公開とした。

##### 2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。したがって、原処分を維持する

ことが妥当である。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年8月31日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和6年4月10日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 条例第6条第1項第7号の解釈について

条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

### 2 条例第6条第1項第7号の該当性について

- (1) 処分庁の説明によれば、令和5年11月20日に処分庁が5豊多第91号で行った公文書一部公開決定において、「多目的屋内施設整備基本計画中間報告書（案）（令和5年4月28日）」を全部公開しているとのことであった。そして、この文書は、本件の対象文書と同一の文書である。
- (2) 本審査会は、令和6年3月25日に答申第105号を行った。同答申の事案で

は、対象文書を一部公開とした処分の是非が問題となった。対象文書は、豊橋球場移設の経緯に関する資料である。

- (3) 本審査会は、答申第105号で、対象文書の一部である「多目的屋内施設整備検討スケジュール案」に関し、以下の答申を行った。

「行政不服審査における、違法又は不当の判断は、一般には、処分を行った時点が基準となると解されている。しかし、審査請求は、行政の自己反省機能をいかし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るものであって、争訟の一回的解決が必要な場合も存在することから、処分を行った時点以外の時点を基準に、違法又は不当の判断を行うことも許容されるものと解される。」

「原処分後、答申時までに実施済みの計画であり、実施済みであるとの情報に一般人が接触可能なものについても、当該部分を非公開とする判断を答申において維持すると、当該非公開部分が公開されるためには、審査請求人は、再度公文書公開請求を行わなければならないこととなり、紛争の一回的解決の観点から、妥当ではない。そのため、原処分時には未実施であるが答申時において実施済みの計画であり、実施済みであるとの情報に一般人が接触可能なものについては、処分時に非公開とした判断は適法かつ正当であるが、公開するのが妥当である。」

- (4) 本件は、答申第105号の事案とは対象文書が異なるが、対象文書の非公開とされた部分に記載されている内容が、処分後に一般に明らかになったという点では事案が共通であるといえる。そのため、本件においても、答申第105号の判断と同様の判断を行うのが妥当である。

- (5) アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられる。そのため、対象文書が原処分時に公開されると、処分庁が主張するように、基本計画の検討段階における未決定な情報により、今後の本事業のスケジュールや、原処分後に予定しているパブリックコメントで得られる意見に誤解や

憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。したがって、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において、これらの部分を非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

しかし、原処分後、別の公文書公開請求で対象文書と同一の文書が全て公開されており、処分庁が主張するような非公開理由は既に失われているため、原処分を維持する理由はない。そして、当該部分を非公開とする判断を答申において維持すると、当該非公開部分が公開されるためには、審査請求人は、再度公文書公開請求を行わなければならないこととなり、紛争の一回的解決の観点から、妥当ではない。

したがって、処分庁による原処分は適法かつ妥当であったが、原処分後の事情により、答申時には非公開理由がなくなっているから、対象文書を公開すべきである。

### 3 結論

以上のことから、原処分時には条例第6条第1項第7号に該当したため、原処分は適法かつ正当であったが、答申時には、非公開理由がなくなっていることから、公開すべきであると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理者） 赤本優 委員 河北洋介 委員 菅生剛弘